

令和3年3月

近畿税理士会 天王寺支部研修



令和3年度 税制改正

～ 法人課税・国際課税～

神戸支部 藤田隆大



目次

〔法人課税〕

1. 研究開発税制の見直し (p4 ~)
2. D X 投資促進税制の創設 (p14 ~)
3. カーボンニュートラルに向けた
投資促進税制の創設 (p17 ~)
4. 繰越欠損金の控除上限の特例 (p19 ~)
5. 株式対価M&Aを促進するための
措置の創設 (p21 ~)
6. 賃上げ及び投資の促進
に係る税制の見直し (p23 ~)
7. 中小企業の経営資源の集約化
に資する税制の創設 (p27 ~)
8. 中小企業者等の優遇税制
の延長 (p29 ~)
9. その他 (p32 ~)

〔国際課税〕

1. 外国子会社配当に係る外国源泉税の取
扱いの見直し (p35 ~)
2. その他 (p37 ~)

法人課税

法人課税 1. 研究開発税制の見直し

改正の概要

研究開発税制は、研究開発投資を行った法人が、その事業年度において損金の額に算入する試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額を、その事業年度の法人税額から控除することを認める制度です。次のような改正が行われます。

- (1) 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の見直し
- (2) オープンイノベーション型の対象範囲の追加等
- (3) 試験研究費の定義の見直し（自社利用ソフトウェアに係る試験研究費の追加）

《現行》		《改正案》	
総額型		一般型	
税額 控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14%※ (中小法人:12%～17%※) * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合: 上記割合 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5を加算※	税額 控除率	試験研究費の増減に応じ、2%～14%※ (中小法人:12%～17%※) * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合: 上記割合 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5を加算※
控除 上限	法人税額の25%(研究開発を行う一定のベンチャーは40%) * 中小法人:10%上乗せ(増加率8%超の場合)※ * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合: 0～10%上乗せ※	控除 上限	法人税額の25%(研究開発を行う一定のベンチャーは40%) * 中小法人:10%上乗せ(増加率9.4%超の場合)※ * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合: 0～10%上乗せ※ * 売上が2%以上減少し、かつ、試験研究費を増加させた場合: 5%上乗せ※
※令和2年度末までの時限措置 総額型の控除率については 大法人:10%超、中小法人:12%超 の部分		※令和4年度末までの時限措置 一般型の控除率については 大法人:10%超、中小法人:12%超 の部分	
オープンイノベーション型		オープンイノベーション型	
税額 控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20% or 25% or 30%	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 共同・委託研究の相手先に国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人を追加し、その控除率を25%とする ▶ 試験研究機関等の範囲に人文系の研究機関を追加する ▶ 事務手続きの簡素化等の運用改善及び適正化を行う 	
控除 上限	法人税額の10%(一般試験研究費とは別枠)		
対象 範囲	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ▶ 民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 ▶ 民間企業(研究開発型ベンチャーを含む)への委託研究のうち、一定のものなど ▶ 希少疾病用医薬品等に関する試験研究 		

法人課税 1 . 研究開発税制の見直し (税額控除率)

1 . 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の見直し

研究開発投資を増額させるインセンティブが維持されるように、研究開発投資を増加させた企業については、控除上限を法人税額の25%から**30%**に引き上げるとともに、控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げが行われます。

税額控除率の見直し

下限を2% (現行 : 6%) に引き下げた、上限を14% (原則 : 10%) とする特例の適用期限が2年延長

(イ) 増減試験研究費割合が9.4%超 : $10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$

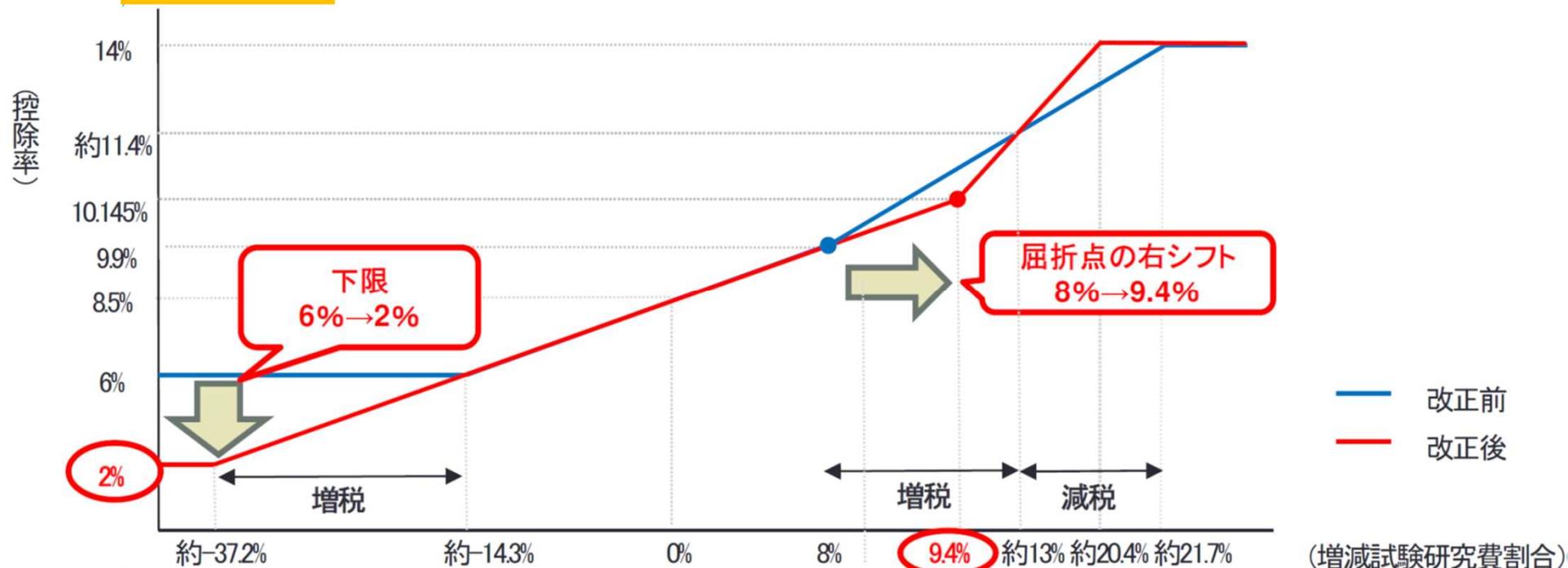
(ロ) 増減試験研究費割合が9.4%以下 : $10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$

〔 総額型 〕

改正前		改正後
	控除率 (6% ~ 14%)	控除率 (2% ~ 14%)
控 除 率 式	<ul style="list-style-type: none"> 増減試験研究費割合 > 8% の場合 (上限 : 14%) $9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$ 増減試験研究費割合 8% の場合 (下限 : 6%) $9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$ (上乗せ措置)	<ul style="list-style-type: none"> 増減試験研究費割合 > 9.4% の場合 (上限 : 14%) <math>10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35</math> 増減試験研究費割合 9.4% の場合 (下限 : 2%) <math>10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175</math> (上乗せ措置)
	<ul style="list-style-type: none"> 試験研究費割合が10%超の場合は下記を上乗せ $\text{上記控除率} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ (上限 : 10%) 	<ul style="list-style-type: none"> 試験研究費割合が10%超の場合は下記を上乗せ $\text{上記控除率} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ (上限 : 10%)

法人課税 1. 研究開発税制の見直し (税額控除率)

〔総額型〕



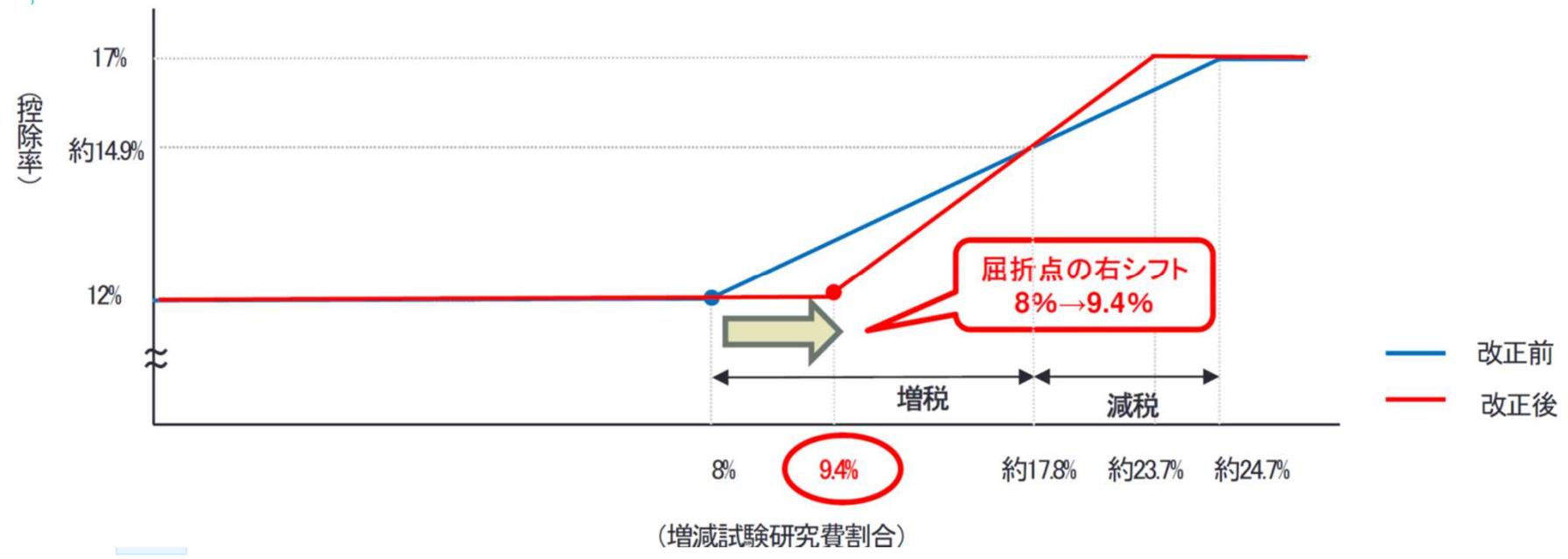
【用語の説明】

項目	内容
増減試験研究費割合	増減試験研究費の額 ÷ 比較試験研究費
増減試験研究費の額	試験研究費の額 - 比較試験研究費
比較試験研究費	過去3年間の試験研究費の額の平均額
試験研究費割合	試験研究費の額 ÷ 平均売上金額
平均売上金額	当期と過去3年間の売上高の平均額

法人課税 1 . 研究開発税制の見直し (税額控除率)

〔 中小企業技術基盤強化税制 〕

改正前		改正後
	控除率 (12%~17%)	控除率 (12%~17%)
控除率式	<ul style="list-style-type: none"> 増減試験研究費割合 > 8% の場合 (上限 : 17%) $12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$ 増減試験研究費割合 8% の場合 12% (上乗せ措置) 試験研究費割合が10%超の場合は下記を上乗せ $\text{上記控除率} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ (上限 : 10%) 	<ul style="list-style-type: none"> 増減試験研究費割合 > 9.4% の場合 (上限 : 17%) $12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ 増減試験研究費割合 9.4% の場合 12% (上乗せ措置) 試験研究費割合が10%超の場合は下記を上乗せ $\text{上記控除率} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ (上限 : 10%)



法人課税 1 . 研究開発税制の見直し（控除上限）

総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ

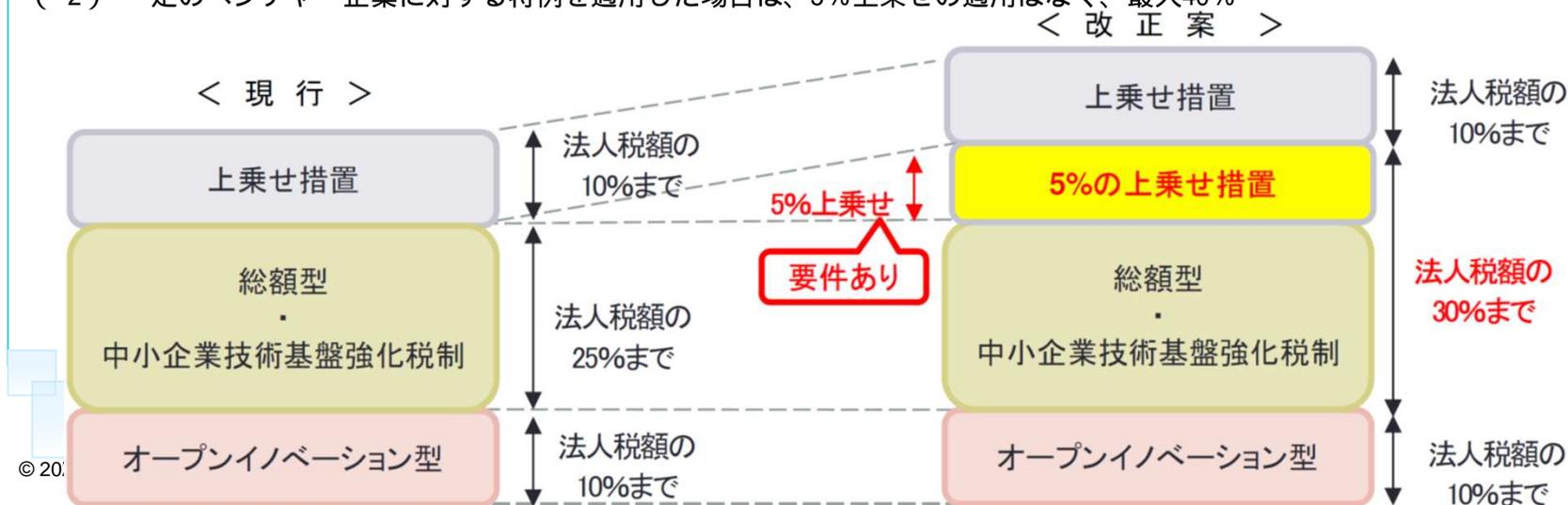
コロナ禍の厳しい経営環境であっても研究開発投資の増加を促すため、一定の要件のもと、総額型及び中小企業技術基盤強化税制の税額控除額の上限を5%上乗せ

〔総額型〕

	改正前	改正後
控除上限	法人税額 × 25% < 上乗せ措置 > ・ 試験研究費割合が10%超の場合は下記を上乗せ 法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2 (上限 : 法人税額 × 10%) 上乗せ措置適用後、最大、法人税額 × 35% (*1)	法人税額 × 25% < 上乗せ措置 > ・ 試験研究費割合が10%超の場合は下記を上乗せ 法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2 (上限 : 法人税額 × 10%) (5%の上乗せ措置) 次の要件を全て満たした場合、法人税額 × 5%上乗せ 基準年度 (*) に比べて当期の売上が2%以上減少 基準年度 (*) に比べて試験研究費の額が増加 (*) 基準年度とは、令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度 上乗せ措置適用後、最大、法人税額 × 40% (*2)

(*1) 一定のベンチャー企業に対する特例を適用した場合は、最大40%

(*2) 一定のベンチャー企業に対する特例を適用した場合は、5%上乗せの適用はなく、最大40%



法人課税 1 . 研究開発税制の見直し (控除上限)

〔中小企業技術基盤強化税制〕

	改正前	改正後
控 除 上 限	<p>法人税額 × 25%</p> <p>< 上乗せ措置 > 次の金額を上乗せ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増減試験研究費割合 > 8% の場合 法人税額 × 10% ・ 増減試験研究費割合 8% の場合 法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2 (上限 : 法人税額 × 10%) <p>上乗せ措置適用後、最大、法人税額 × 35%</p>	<p>法人税額 × 25%</p> <p>< 上乗せ措置 > 次の金額を上乗せ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増減試験研究費割合 > 9.4% の場合 法人税額 × 10% ・ 増減試験研究費割合 9.4% の場合 法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2 (上限 : 法人税 × 10%) (5% の上乗せ措置) <p>・ 次の要件を全て満たした場合、法人税額 × 5% の上乗せ。 基準年度 (*) に比べて当期の売上が 2% 以上減少 基準年度 (*) に比べて試験研究費の額が増加 (*) 基準年度とは、令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度</p> <p>上乗せ措置適用後、最大、法人税額 × 40%</p>

法人課税 1 . 研究開発税制の見直し

2 . 試験研究費の定義の見直し

企業のDXを促進する観点からは、ソフトウェア分野における研究開発を支援することも重要であるため、クラウド環境で提供するソフトウェアなどの自社利用ソフトウェアの普及が拡大していることも踏まえ、自社利用ソフトウェアの取得価額を構成する試験研究に要した費用が、本税制の対象に追加されます。

項目	内容
対象となる試験研究費の追加	試験研究費のうち、研究開発費として損金経理をした金額で 非試験研究用資産の取得価額に含まれるものを加える こととされる。これにより、自社利用ソフトウェアの取得価額を構成する試験研究に要した費用が、研究開発税制の対象に追加される。 上記に伴い、以下の措置がとられる。 売上原価並びに取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産の償却費、譲渡損及び除却損を研究開発税制の対象となる試験研究費から除外される。 取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産については、研究開発税制と特別償却等に関する制度のいずれかの選択適用とされる。
対象となる試験研究費からの除外	リバースエンジニアリング（新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しないもの）に係る費用が、研究開発税制の対象から除外される。
自社の業務改善目的の試験研究に関する明確化等	開発中の技術を自社が試行する場合において、その技術が自社の業務改善に資するものであっても、その技術に係る試験研究が工学又は自然科学に関する試験研究に該当するときは、その試験研究に要する費用は研究開発税制の対象となること等、研究開発税制の対象となる試験研究費の範囲が明確化される。

非試験研究用資産 = 棚卸資産、固定資産及び繰延資産で、事業供用の時に試験研究の用に供さないもの。

法人課税 1. 研究開発税制の見直し

ソフトウェア製作費の会計・税務処理(イメージ)

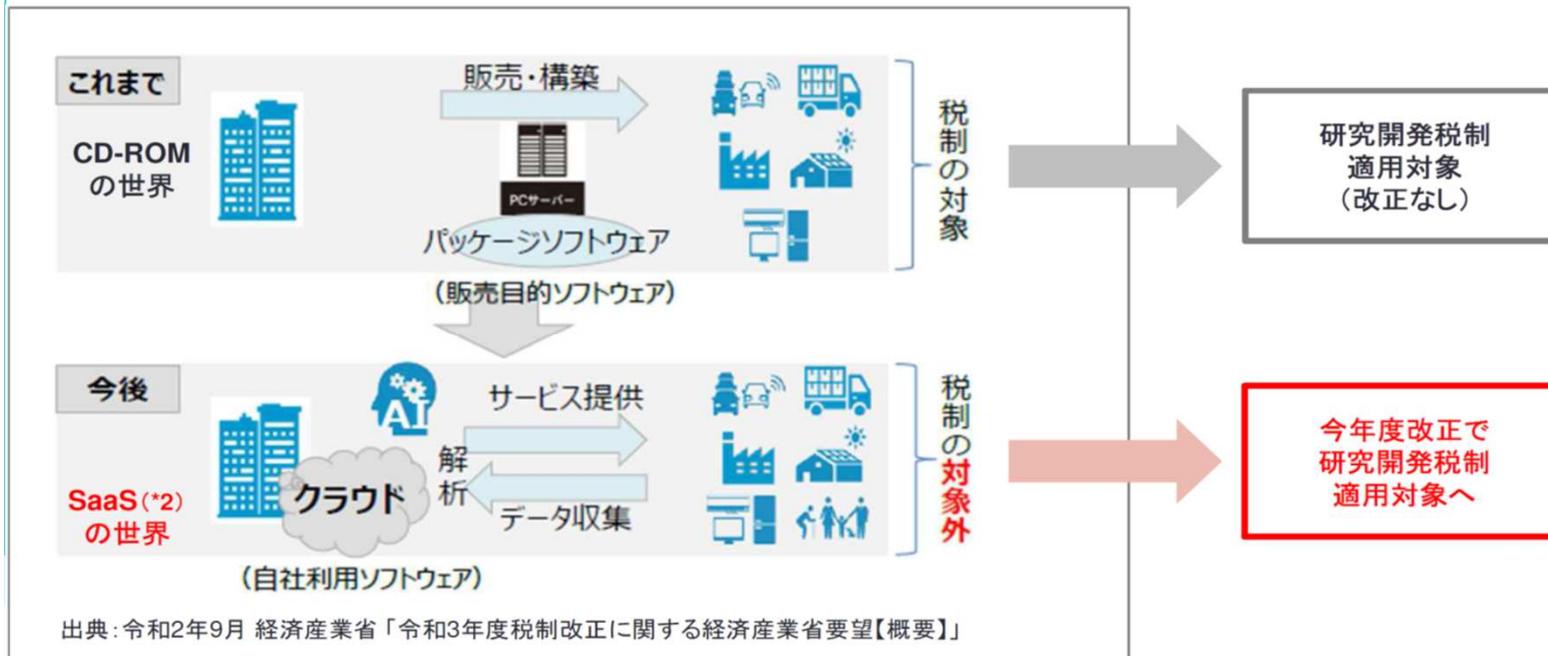
ソフトウェアの制作目的	自社利用目的(※) (ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減が明らかと認められるか)			市場販売目的 (製品マスターの製作費)		
	認められない	不明	認められる	研究開発の終了時点	研究開発終了後	
					製品マスターの制作原価	機能の改良・強化を行う制作活動のための費用
会計処理	費用	費用	資産	費用	資産	資産
税務処理	費用	資産	資産	費用	資産	資産 (著しい改良は研究開発費)

法人税基本通達 7-3-15の3(抄)
(ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる費用)

7-3-15の3 次に掲げるような費用の額は、ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる。

(2) 研究開発の額(自社利用のソフトウェアについては、その利用により将来の収益獲得又は費用削減にならないことが明らかなものに限る。)

※例えば、自社のサーバーにあるソフトウェアをクラウドを通じて顧客に提供する場合などが該当する。



出典: 令和2年9月 経済産業省「令和3年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」

法人課税 1 . 研究開発税制の見直し

3 . オープンイノベーション型の対象範囲の追加等

質の高い研究開発を推進していく観点から、オープンイノベーション型の対象範囲を拡大や運用改善策が講じられます。

研究開発税制の見直し（オープンイノベーション型の対象範囲の追加等）

- ・ 産学官連携の更なる活性化を図るため、国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人との共同・委託研究を追加し、その税額控除率を25%とする
- ・ 共同・委託研究先である特別研究機関等に人文系の研究機関を追加する

《現行》			《改正案》		
共同試験研究・ 委託試験研究	特別研究機関等	30%	特別研究機関等	30%	共同試験研究・ 委託試験研究
	大学等				
	研究開発型ベンチャー	25%	研究開発型ベンチャー	25%	
	中小企業者	20%	国公立大学・国立研究開発 法人の外部化法人	25%	
	他の者(民間企業等)		中小企業者	20%	
技術研究組合	他の者(民間企業等)				
知的財産権の使用料	中小企業者	20%	知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品等に関する試験研究 特定用途医薬品等に関する試験研究		20%	希少疾病用医薬品等に関する試験研究 特定用途医薬品等に関する試験研究		20%

共同研究の相手方が行う特別試験研究費の額であることの確認について、相手方が独自に報告書を作成する必要なく、第三者が作成した報告書等によって確認することが可能であることを明確化する等の運用改善を行うとともに、委託試験研究費から委託先で試験研究費に該当しないものを除くなどの適正化を行う。

法人課税 1 . 研究開発税制の見直し

項目	改正案
対象となる共同研究・委託研究の追加	<p>対象となる特別試験研究費の額に、国立研究開発法人の外部化法人との共同研究及び国立研究開発法人の外部化法人への委託研究に要する費用の額が追加され、その税額控除率は25%とされる。</p> <p>共同研究及び委託研究の範囲は、出資後10年以内に限定しないことを除き、研究開発型ベンチャー企業（1）との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究と同様とされる。</p> <p>関係法令の改正を前提に、国立大学、大学共同利用機関及び公立大学の外部化法人との共同研究並びに国立大学、大学共同利用機関及び公立大学の外部化法人への委託研究についても同様とされる。</p>
特別研究機関等の範囲の追加	<p>特別試験研究費の対象となる特別研究機関等との共同研究及び特別研究機関等への委託研究について、特別研究機関等の範囲に人文系の研究機関を加えることとされる。</p> <p>特別研究機関等：科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に規定する試験研究機関等及び、国立研究開発法人をいう。</p>
共同研究に関する相手方の確認方法の明確化	<p>その事業年度における特別試験研究開発費の額であることの共同研究の相手方の確認について、第三者が作成した報告書等によって確認することが可能であることを明確化する等の運用の改善が行われる。</p>
大学等との共同研究・委託研究の範囲の限定	<p>特別試験研究費の対象となる大学等との共同研究及び大学等への委託研究については、契約上の試験研究費の総見込額が50万円を超えるものに限定する改正が行われる</p> <p>ただし、中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く）及び農業協同組合等については現行どおりとされる。</p>
特定中小企業者等への委託研究の範囲の限定	<p>特別試験研究費の対象となる特定中小企業者等への委託研究について、次の要件を満たすものに限定する改正が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること ・委託に係る委任契約等において、その委託して行う試験研究の目的とする成果を、委託法人が取得するものとされていること。

（ 1 ）研究開発型ベンチャー企業：産業競争力強化法の新事業開拓事業者でその発行する株式の全部又は一部が同法の認定ベンチャーファンドの組合財産であるものその他これに準ずるものをいう。

法人課税 2. DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設

制度の概要

デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、産業競争力強化法を改正し、同法に定める事業適応計画（仮称）に従って導入されるソフトウェア等に係る投資について、税額控除又は特別償却ができる措置が創設されます。（所得税も同様）

課税の特例の内容

経済の持続的成長のためには、DXによる企業変革が重要となっていることを踏まえ、新規ビジネスの構築等に関する計画に基づく、接続性・クラウドの利用・レガシーシステムからの脱却・サイバーセキュリティといった点が確保された事業変革デジタル投資を促進する税制が創設されます。（2年間の時限措置）

事業適応計画（仮称）

事業適応計画の認定要件を満たした上で、次の要件について主務大臣から確認を受ける必要。

1. デジタル(D)要件(データ連携・共有、レガシー回避、サイバーセキュリティ)

- ✓ 他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと既存内部データを合わせて連携すること
- ✓ クラウド技術を活用すること
- ✓ 情報処理推進機構の認定(DX認定)

2. 企業変革(X)要件(ビジネスモデルの変革、アウトプット、全社戦略)

- ✓ 商品の製造原価が8.8%以上削減されること等
- ✓ 生産性向上や売上高の上昇の目標を定めること
 - ▶ 計画期間内で、ROAが2014年～2018年平均を基準値として1.5%ポイント向上
 - ▶ 計画期間内で、売上高伸び率 \geq 過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイント
- ✓ 投資総額が売上高比0.1%以上であること

課税の特例の内容

事業適応計画（仮称）に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備*	税額控除	特別償却
ソフトウェア	3%	30%
繰延資産	【他社とのデータ連携に係るもの】	
機械装置		
器具備品	5%	

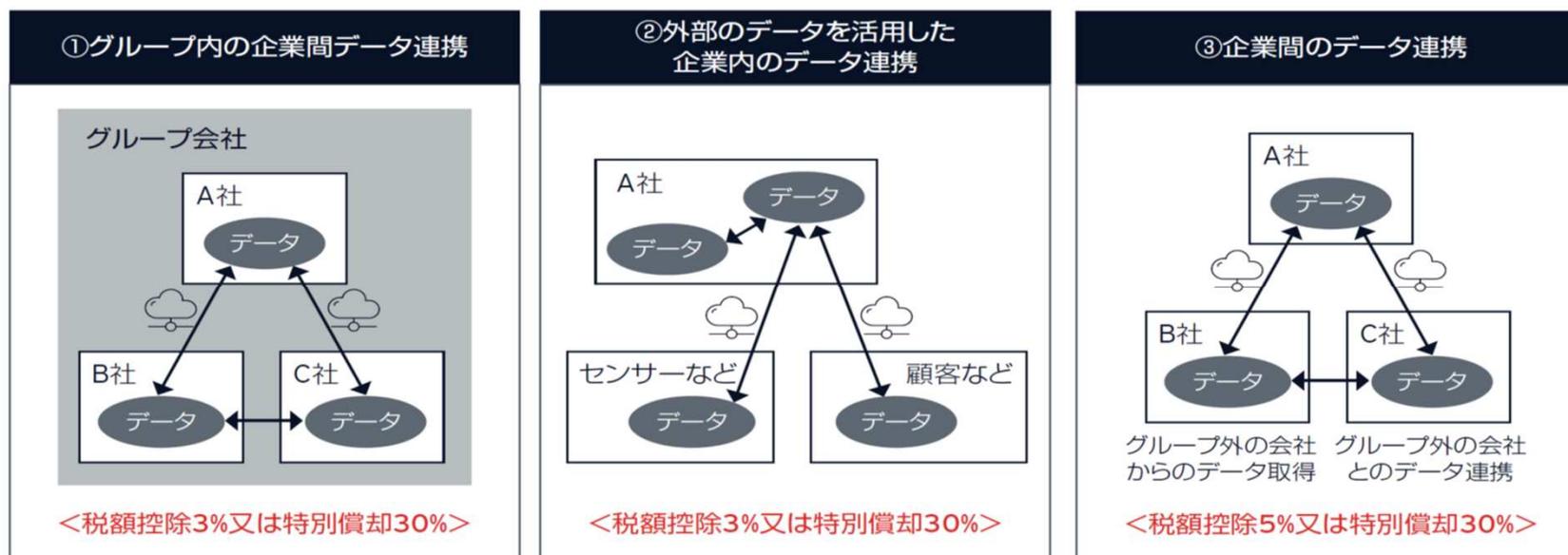
※設備投資総額の上限:300億円

- (注1) クラウド技術を活用したシステムへの移行に係る初期費用(繰延資産)
- (注2) 機械装置及び器具備品にあつては、ソフトウェア又は繰延資産と連携して使用するものに限る。
- (注3) 税額控除の控除上限は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%を上限。

法人課税 2. DX (デジタルトランスフォーメーション) 投資促進税制の創設

DX投資促進税制の適用イメージ

「つながる」デジタル環境の構築を促進し、レガシーシステムからの脱却を図ることがコンセプトとされています。また から に応じて税額控除割合が異なります。



法人課税 2. DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設

項目		内容
適用対象者及び要件		青色申告書を提出する法人 産業競争力強化法の改正法の「事業適応計画（仮称）」について認定を受けること 事業適応（仮称）の用に供するために必要な事業適応設備（1）を取得等をし、国内にある事業に供すること
対象資産		事業適応設備となるソフトウェア、繰延資産、機械装置、器具備品 事業適応計画に従って実施される事業適応（生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣の確認を受けたものに限る）の用に供するために新設又は増設をするソフトウェア のソフトウェアないしその事業適応を実施するために必要なソフトウェアとともに事業適応の用に供する機械装置及び器具備品 事業適応を実施するために必要なソフトウェアの利用に係る費用として支出し繰延資産となるもの 開発研究用のものは除かれます
税制措置 (選択適用)	特別償却	事業適応設備の取得価額 × 30%
	税額控除	事業適応設備の取得価額 × 3%（グループ外の事業者とデータ連携をする場合は、5%） （注）カーボンニュートラルに向けた投資促進税制による税額控除と合計で当期の法人税額の20%を上限
取得価額		対象資産の取得価額及び対象繰延資産の額の合計額のうち、300億円を限度

ソフトウェアについては、研究開発税制とDX投資促進税制のいずれも対象になる可能性があることから、この点について検討する必要があります。

繰延資産は、支出をしたものに限られるため未払いは認められません。

大企業につき生産性の向上に関連する税額控除の規定を適用できないこととする措置の対象税制です。（スライド32）

法人課税 3. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の概要

「2050年カーボンニュートラル」という高い目標を達成するために、**産業競争力強化法**を改正し、同法に定める「**中長期環境適応計画**」（仮称）に基づき導入される、**脱炭素化**を加速する製品を生産する設備や 生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新設備の導入投資等について、**税額控除又は特別償却**ができる措置が創設されます。
（3年間の時限措置）

中長期環境適応計画(仮称)

【計画の経済産業大臣の認定】

1. 脱炭素化を加速する製品を生産する設備(中長期環境適応需要開拓製品生産設備)
 - ① 中長期環境適応需要開拓製品*の生産を行うために不可欠な機械装置であること
 - ② 専ら中長期環境適応需要開拓製品の生産に使用されること
(※) 燃料電池・パワー半導体等のうち、特に優れた性能を有するもの
2. 生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備(中長期環境適応生産性向上設備)
 - ▶ 事業所等の単位で炭素排出量1単位当たりの付加価値額(経済活動炭素生産性)の目標が、「3年以内に7%又は10%以上向上」を満たす計画であること

(主な支援措置)

課税の特例(特別償却、税額控除)、金融支援

課税の特例の内容

中長期環境適応計画(仮称)に基づく脱炭素化効果の大きい設備について、以下の措置を講じる。

1. 中長期環境適応需要開拓製品生産設備

対象設備	税額控除	特別償却
機械装置	10%	50%

2. 中長期環境適応生産性向上設備

対象設備*	税額控除	特別償却
機械装置	5%	50%
器具備品	【目標が10%以上 向上の場合】	
建物附属設備		
構築物	10%	

(*) 導入される設備が事業所の経済活動炭素生産性を1%向上させることを満たす必要。

※設備投資総額の上限:500億円

(注) 税額控除の控除上限は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%を上限。

法人課税 3. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

項目	内容
適用要件	青色申告書を提出する法人 産業競争力強化法の改正法の「中長期環境適応計画（仮称）」について認定を受けること 「中長期環境適応計画（仮称）」に記載された「中長期環境適応生産性向上設備（仮称）」又は「中長期環境適応需要開拓製品生産設備（仮称）」の取得等をし、国内にある事業の用に供すること
対象資産	中長期環境適応生産性向上設備 生産工程の効率化による温室効果ガスの削減その他の中長期環境適応（仮称）に用いられる一定の設備 中長期環境適応需要開拓製品生産設備 温室効果ガスの削減に資する事業活動に寄与する製品その他新たな需要開拓に寄与することが見込まれる製品として主務大臣が定める製品の生産に専ら使用される設備
取得価額	対象資産の取得価額の合計額のうち500億円を限度
特別償却	取得価額 × 50%
税額控除	通常 取得価額 × 5% 温室効果ガス削減に著しく資するもの 取得価額 × 10% (注) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の控除税額との合計で当期の法人税額の20%を上限

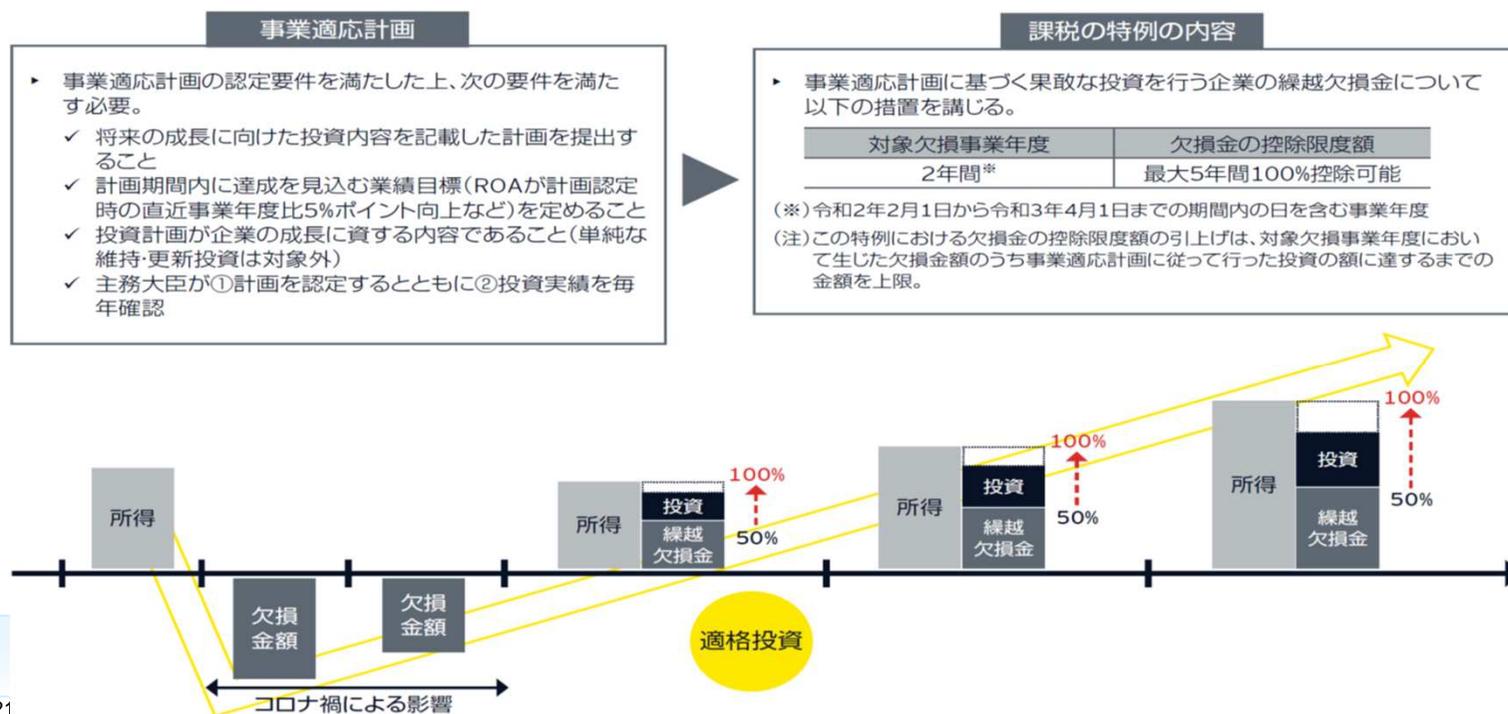
大企業につき生産性の向上に関連する税額控除の規定を適用できないこととする措置の対象税制です。（スライド32）

法人課税 4. 繰越欠損金の控除上限の特例

改正の概要

青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けたもののうちその**事業適応計画**に従って同法の事業適応を実施するものの適用事業年度において特例対象欠損金額がある場合には、その特例対象欠損金額については、欠損金の繰越控除前の所得の金額（その所得の金額の50%を超える部分については、累積投資残額に達するまでの金額に限る。）の範囲内で損金算入できる措置が講じられます。

2年間に生じた欠損金額を、その後所得が発生してから5年間で、事業適応計画に従って行う投資額の範囲内で、繰越控除されます。

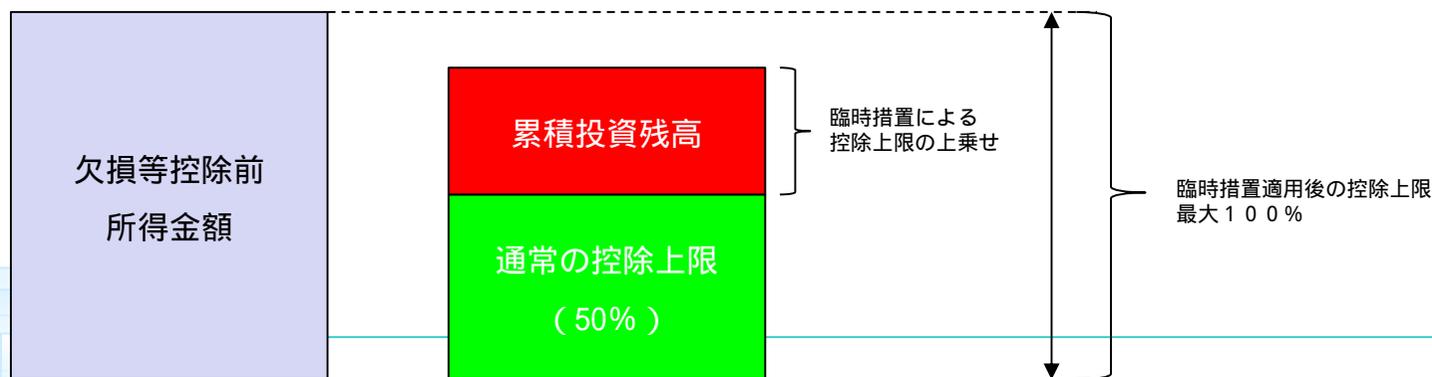


法人課税 4. 繰越欠損金の控除上限の特例

コロナ禍で厳しい経営環境にある企業が、果敢に抜本的な企業変革に取り組むことができるよう、産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けた場合には、2年間にわたって生じた欠損金額を、翌期以後、最大で5年間、適格投資の範囲内で繰越欠損金の100%繰越控除をすることができる特例となります。

項目	内容
対象法人	次のいずれかに該当する法人 青色申告書提出法人 産業競争力強化法の改正の施行日から同日以後1年を経過する日までの間に産業競争力強化法の事業摘要計画の認定を受けたもの 事業摘要計画に従って同法の事業適応を実施するもの
適用事業年度	次のいずれにも該当する事業年度 基準事業年度(1)開始の日以後5年以内に開始した事業年度であること。 事業適応計画の実施時期を含む事業年度であること 令和8年4月1日以前に開始する事業年度であること
特例対象欠損金額	令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度(2)において生じた青色欠損金額をいう。

- (1) 基準事業年度とは、特例対象欠損金額が生じた事業年度のうちその開始の日が最も早い事業年度後の事業年度で所得の金額が生じた最初の事業年度
- (2) 一定の場合には、令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了する事業年度及びその翌年度

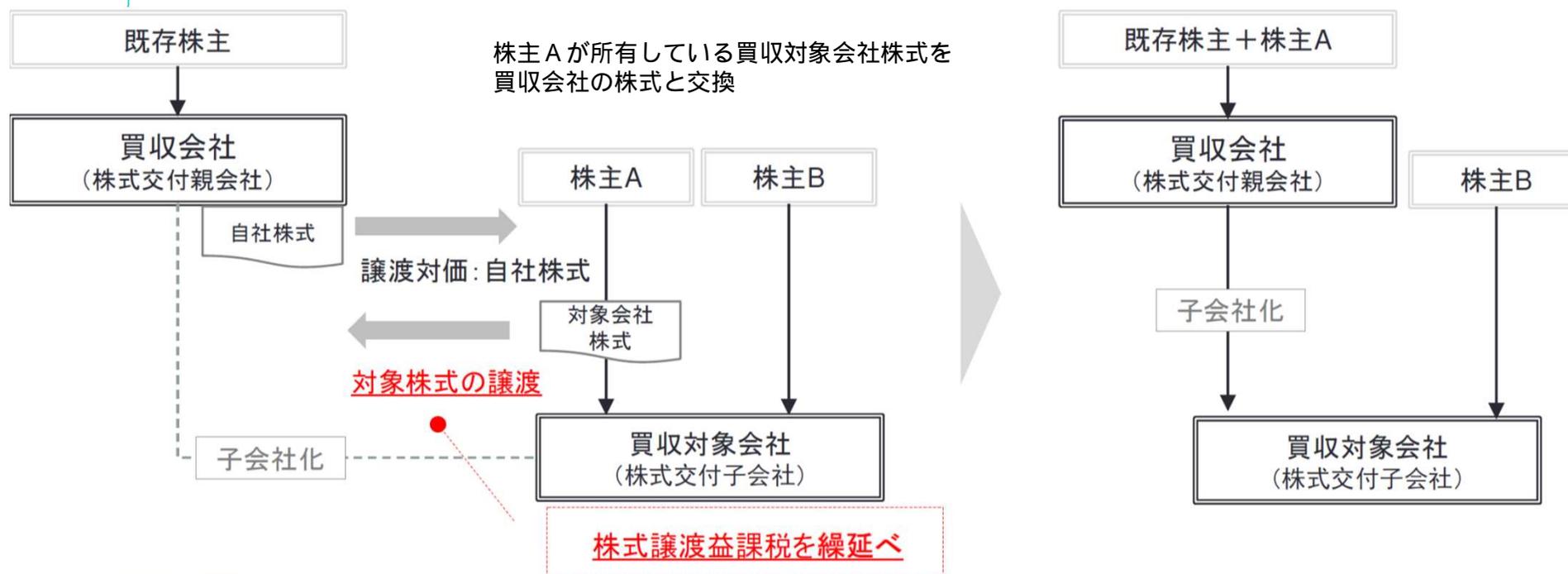


法人課税 5. 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

制度の概要

法人が会社法の株式交付制度によって、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式（自社株式）の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べる措置が創設されます。

自社株式にあわせて金銭等を交付する場合も、対価の80%以上が自社株式の価額である場合には、自社株式に対応する部分の譲渡損益の繰り延べが認められます。



法人課税 5. 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

〔株式交付制度と株式交換の比較〕

要件	株式交付制度 (本件株式対価M&A)	株式交換
買収会社	日本法上の株式会社 (内国法人)	日本法上の株式会社、合同会社 (内国法人)
買収対象会社	日本法上の株式会社 (内国法人) 外国会社は不可	日本法上の株式会社 外国会社は不可
対価の種類	自社株式、金銭等 金銭等のみは不可	自社株式、金銭等
部分的買収の可否	可能 (50%超の取得)	不可
従前の子会社の追加買収	不可	完全支配関係の 構築に用いることは可能
対象会社株主の課税	【対価の80%超が自社株式】 課税繰延べ	【金銭等不交付株式交換】 課税繰延べ 【上記以外】 課税
	【上記以外】 課税	

株式交付の定義が「株式会社が他の株式会社を子会社とするために株式を交付すること」であるため、既存子会社の買い増しについては本制度は適用できません。

子会社が親会社株式を用いて行う三角株式対価M & Aには利用できません。

法人課税 6. 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

改正の内容

大企業向けの賃上げ及び投資の促進に係る税制の要件が以下のとおり見直され、新規雇用の給与等の支給額及び教育訓練費の増加に着目した税制へ変更となります。

新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促しつつ、第二の就職氷河期を生み出さないようにする観点から、新規雇用者に対する給与を一定割合以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の一定割合を税額控除できる税制へ変更となります。

(2年間の時限措置)

事業変革に向けた人材投資(教育訓練費)を増加させた企業に対しては、税額控除率を上乗せ。

雇用者等給与等支給額は対前年度を上回る必要があるため、新規雇用者のみ増やして、全体の給与を減らしている企業は当該税制を適用できません。

法人課税 6. 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

所得拡大促進税制（中小企業者等）

中小企業者等（適用除外事業者を除く）		
	改正前	改正後
	雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額	雇用者給与等支給額（ 1 ） > 比較雇用者給与等支給額（ 1 ） × 101.5%
	継続雇用者給与等支給額 継続雇用者比較給与等支給額 × 101.5%	-
	教育訓練費 比較教育訓練費 × 110% 適用事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定を受け、その計画における経営力向上が確実に行われたものとして一定の証明がされていること	教育訓練費 比較教育訓練費 × 110% 適用事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定を受け、その計画における経営力向上が確実に行われたものとして一定の証明がされていること
税額 控除 額	を満たす場合 給与等の増加額 × 15%	を満たす場合 給与等の増加額（ 2 ） × 15%
	を満たし、 の増加率2.5%以上の場合 給与等の増加額 × 25%	を満たし、 の増加率2.5%以上の場合 給与等の増加額（ 2 ） × 25%

（ 1 ） 雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しない。

（ 2 ） 雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除して計算したものが上限

法人課税 6. 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

新規雇用者への賃上げ (中小企業者等以外の法人向け)

	改正前	改正後
	雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額	雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額
	継続雇用者給与等支給額 継続雇用者比較給与等支給額 × 103%	新規雇用者給与等支給額 (1) > 新規雇用者比較給与等支給額 (1) × 102%
	国内設備投資額 減価償却費総額 × 95%	-
	教育訓練費 直近2期の教育訓練費の平均額 × 120%	教育訓練費 比較教育訓練費 × 120%
税額 控除 額	を満たす場合 給与等の増加額 × 15%	を満たす場合 控除対象新規雇用者給与等支給額 × 15%
	を満たす場合 給与等の増加額 × 20%	を満たす場合 控除対象新規雇用者給与等支給額 × 20%

(1) 雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しない。

(注意) 控除対象新規雇用者給与等支給額とは、国内の事業所において新たに雇用した者に対してその雇用した日から1年以内にし有する給与等の支給額をいいます。ただし、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額が上限となります(雇用調整助成金を控除)。

法人課税 6. 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

用語の確認

用語	内容
雇用者給与等支給額	適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります。）
比較雇用者給与等支給額	前事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。
給与等支給増加額	雇用者給与等支給額 比較雇用者給与等支給額
新規雇用者給与等支給額	国内の事業所において新たに雇用した雇用保険法の一般被保険者（支配関係がある法人から異動した者及び海外から移動した者を除く。）に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額（雇用調整助成金等は控除しない。）。
新規雇用者比較給与等支給額	前期の新規雇用者給与等支給額（雇用調整助成金等は控除しない。）。
控除対象新規雇用者給与等支給額	国内の事業所において新たに雇用した者（支配関係がある法人から異動した者及び海外から移動した者を除く。）に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額。ただし、 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額が上限 。要件と異なり、雇用保険の一般被保険者に対するものに限られない。
教育訓練費	法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用 イ 法人がその国内雇用者に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（「教育訓練等」）を自ら行う場合の費用 ロ 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合のその委託費 ハ 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合のその参加に要する費用
比較教育訓練費の額	前期の教育訓練費

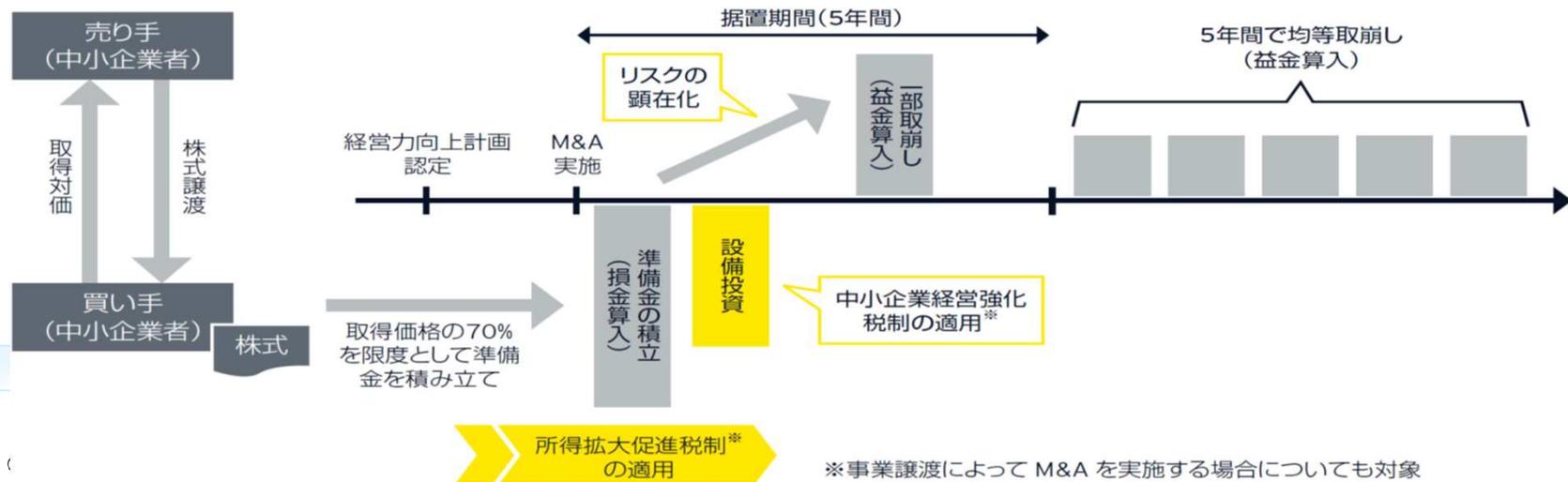
法人課税 7. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

制度の概要

青色申告書を提出する中小企業者のうち中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、その認定に係る経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できる措置が講じられます。

この準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩します。

準備金積み立てた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入することとなります。



法人課税 7. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

区分	要件及び事由
対象法人	青色申告書を提出する中小企業者（適用除外事業者（前3期の平均所得が年15億円超の中小企業者）を除く。）
適用要件	<p>中小企業等経営強化法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称）が記載されたものに限る）の認定を受けること</p> <p>その後、経営力向上計画に従って、他の法人等の株式等（取得価格が10億円を超える場合を除く）を購入により取得すること</p> <p>取得した日を含む事業年度終了の日まで引き続き該当株式を保有していること</p> <p>その株式等の取得価格の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てること</p>
措置内容	中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額が損金算入できる

- ・ 中小企業事業再編投資損失準備金
- ・ 経営力向上計画の認定
- ・ 株式取得（取得価格が10億円以下）
- ・ 取得価額価格の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額を損金算入できる
- ・ 計画の認定期限：令和6年3月31日
- ・ 準備金は、据置間終了後、原則として、5年間で均等額を取り崩して益金算入

法人課税 8. 中小企業者等の優遇税制の延長

法人税の軽減税率の延長

法人の種類	所得金額	改正前				改正後			
		令和2.4.1～ 令和3.3.31	令和3.4.1～ 令和4.3.31	令和4.4.1～ 令和5.3.31	令和5.4.1～ 以後	令和2.4.1～ 令和3.3.31	令和3.4.1～ 令和4.3.31	令和4.4.1～ 令和5.3.31	令和5.4.1～ 以後
中小法人 一般社団法人等 人格のない社団 等	年800万円以下 の金額	15% (軽減税率)	19% (本則税率)		15% (軽減税率)		19% (本則税率)		
	年800万円超の 金額	23.20%				23.20%			
中小法人以外の 普通法人	所得による区分 なし	23.20%				23.20%			
公益法人等 協同組合等 特定医療法人	年800万円以下 の金額	15% (軽減税率)	19% (本則税率)		15% (軽減税率)		19% (本則税率)		
	年800万円超の 金額	19%				19%			

法人課税 8. 中小企業者等の優遇税制の延長

設備投資に係る特別償却や税額控除の延長

	中小企業経営強化税制（延長）	中小企業投資促進税制（延長）	中小企業防災・減災投資促進税制（延長）
対象企業	青色申告書を提出する中小企業者等（資本金額1億円以下の法人又は農業協同組合等）		
対象事業（指定事業）	<ul style="list-style-type: none"> 主に製造業・建設業・小売業・卸売業・サービス業等が対象 下記の事業等は対象外 電気業、熱供給業、水道業、娯楽業（映画業を除く）、鉄道業、航空運輸業、銀行業等 	<ul style="list-style-type: none"> 主に製造業・建設業・小売業・卸売業・サービス業等が対象 下記の事業等は対象外 電気業、熱供給業、水道業、娯楽業（映画業を除く）、鉄道業、航空運輸業、銀行業、不動産業、物品賃貸業、料亭等 	
適用要件	特定経営力向上設備等の取得等をし、指定事業の用に供すること	一定の対象設備の取得等をし、指定事業の用に供すること	設備の取得前に事業継続力強化計画等の認定を受け、認定を受けた日から1年以内に取得等をし、事業の用に供すること
見直し	<p>特定経営力向上設備等の対象に次の設備を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営資源集約化措置（仮称）が記載された経営力向上計画（ ）を実施するために必要不可欠な設備 <p>（ ）計画終了年度に修正ROA（総資産利益率）又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画</p>	<p>指定事業に次の事業を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産業 物品賃貸業 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。） <p>対象となる法人に商店街振興組合を追加する。 対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外する。</p>	<p>対象資産に次の資産を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 架台（対象資産をかさ上げするために取得等をするものに限る。）及び無停電電源装置 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ 資本的支出により取得等をする資産 <p>対象資産から次の資産を除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備、防火シャッター 補助金等の交付を受けて取得等を

法人課税 8. 中小企業者等の優遇税制の延長

		中小企業経営強化税制 (延長)	中小企業投資促進税制 (延長)	中小企業防災・ 減災投資促進税制 (延長)
対象資産・ 金額要件等	建物・構築物			
	機械装置	1台160万円以上	1台160万円以上	1台100万円以上
	ソフトウェア	1台70万円以上	合計70万円以上	
	器具備品	1台30万円以上		1台30万円以上
	建物附属設備	1台60万円以上		1台60万円以上
	工具	1台30万円以上	1台30万円以上かつ合計120万円以上	
	普通貨物自動車		車両総重量3.5 t 以上	
	内航船舶		取得価額の75%が対象	
特別償却率		即時償却 (100%)	30%	20% 2023 (令和5) 年4月1日以後に取得等をする資産は18%
税額控除率	特定中小企業者等	10%	7%	適用不可
	上記以外	7%	適用不可	適用不可
適用期限		2023 (令和5) 年3月31日までの間に事業の用に供した資産	2023 (令和5) 年3月31日までの間に事業の用に供した資産	2023 (令和5) 年3月31日までの間に認定を受けた事業継続力強化計画等の対象資産で、認定を受けた日から1年以内に取得等をして事業の用に供した資産

法人課税 9. その他（大企業における租税特別措置規定の見直し）

改正の内容

平成30年度税制改正で導入された大企業への一定の租税特別措置の停止措置について、D X 投資促進税制及びカーボンニュートラル投資促進税制を加えた上、適用期限を3年間延長し、令和6年3月31日までに開始する各事業年度に適用されることとなりました。

中小企業者（適用除外事業者を除く）又は農業協同組合等以外の法人
いずれかの要件を満たせば、租税特別措置の停止はなし

当期の所得金額 前期の所得金額の場合には の要件は求められない

項目	改正前	改正後
給与等支給額要件	$\begin{matrix} \text{継続雇用者給与等支給額} \\ > \\ \text{継続雇用者比較給与等支給額} \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{継続雇用者給与等支給額 (1)} \\ > \\ \text{継続雇用者比較給与等支給額 (1)} \end{matrix}$
設備投資要件	国内設備投資額 > 減価償却費総額 × 30%	国内設備投資額 > 減価償却費総額 × 30%
停止対象の制度	研究開発税制 地域未来投資促進税制 認定特定高度情報通信技術活用設備導入促進税制（5G導入促進税制）	研究開発税制 地域未来投資促進税制 認定特定高度情報通信技術活用設備導入促進税制（5G導入促進税制） D X 投資促進税制 カーボンニュートラル投資促進税制

(1) 雇用調整助成金及びこれに類するものは控除しない。

法人課税 9.その他（中小企業者等の範囲）

中小法人・中小企業者・中小企業者等の範囲

内容		区分	
資本金又は出資金の額が5億円以上の法人		大法人	
○資本金又は出資金の額が1億円超の法人 ○資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人 （中小企業投資育成株式会社を除く）		大規模法人	
大法人の子会社等 ○大法人との間にその大法人による完全支配関係がある法人 ○完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人			
資本金又は出資金の額が1億円以下の法人	大規模法人の子会社 ○単一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人 ○2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人	中小法人等	
	以外の法人		
資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人			
農業協同組合、中小企業等協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、森林組合等		農業協同組合等	

国際課税

国際課税 1. 外国子会社配当に係る外国源泉税の取扱いの見直し

改正の内容

外国子会社配当に係る外国源泉税の損金算入と外国税額控除の適用について、外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）との二重課税調整の対象とされる金額に対応する部分に限ることとし、以下のとおり取り扱いが見直されます。

内国法人が外国子会社から受ける配当に係る外国源泉税の取扱いの見直しは次のとおりです。

外国子会社（持株割合25%以上かつ6月以上保有）から受ける配当に係る外国源泉税の損金算入について、外国子会社合算税制等との二重課税調整の対象とされる配当の額に対応する部分に限定（現行：全額損金算入）。

上記以外の外国子会社から受ける配当に係る外国源泉税の外国税額控除について、外国子会社合算税制等との二重課税調整の対象外とされる配当の額に対応する部分につきその適用を認める

（現行：全額不適用）

上記の見直しは、令和3年4月1日以後に開始する事業年度において受ける配当の額について適用する。

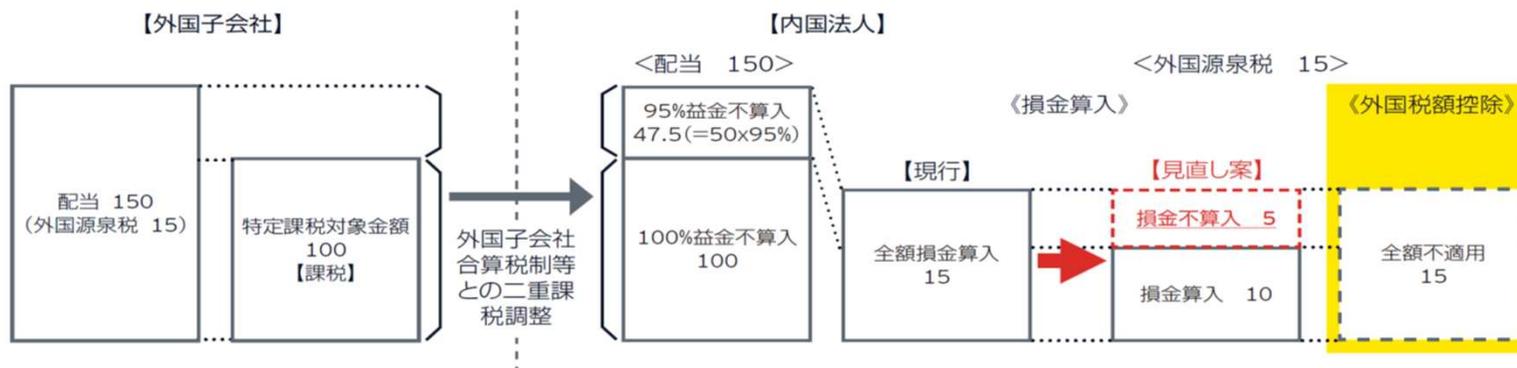
内国法人の 持株割合	受取配当課税		外国源泉税の取扱い	
			損金算入の可否	外国税額控除
25%未満	特定課税対象金額等に達するまでの金額	益金不算入	全額損金算入（ 1 ）	現行：全額不適用 改正： <u>__に対応する部分</u> は適用可とする
	を超える金額	益金算入		
25%以上 （ 2 ）	特定課税対象金額等に達するまでの金額	100%益金不算入	現行：全額損金算入 改正： <u>__に対応する部分</u> は損金不算入とする	全額不適用
	を超える金額	95%益金不算入		

（ 1 ）外国税額控除を適用する場合は損金不算入

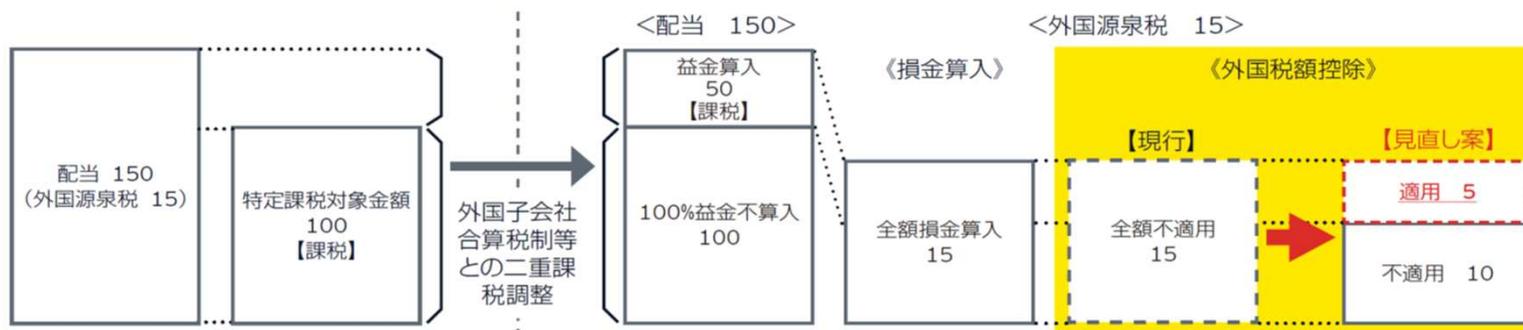
（ 2 ）外国子会社配当金益金不算入の適用要件を満たす場合その他

国際課税 1. 外国子会社配当に係る外国源泉税の取扱いの見直し

外国子会社（持株割合25%以上かつ6月以上保有）から受ける配当の例



上記以外の外国子会社から受ける配当の例



国際課税 2. その他

1 . 過大支払利子税制

対象純支払利子等に係る課税の特例（いわゆる「過大支払利子税制」）について、以下のとおり取り扱いが見直されます。

対象外支払利子等の額に、次に掲げる金額を含めることとします。

- イ 生命保険契約又は損害保険契約に基づいて保険料積立金に繰り入れる予定利子の額
- ロ 損害保険契約に基づいて払戻積立金に繰り入れる予定利子の額

対象純支払利子等の額（対象支払利子等の額の合計額から控除対象受取利子等合計額を控除した残額をいう。）の計算において、法人が受ける公社債投資信託の収益の分配の額に係る受取利子等相当額（その収益の分配の額のうち公社債の利子から成る部分の金額をいう。）を受取利子等の額に加えることができることとします。

2 . 外国法人の恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度の見直し

外国法人の恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度による損金不算入額について、その恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子の額に、自己資本不足額がその利子の支払の基因となる負債その他資金の調達に係る負債の総額（現行：その利子の支払の基因となる負債の総額）に占める割合を乗じて計算する方法に見直されます。